証券コード　7187
2021年６月４日

株　主　各　位

大分県大分市都町一丁目３番19号
ジェイリース株式会社
代表取締役
社長兼会長　**中　島　拓**

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、株主様におかれましては、健康状態に関わらず可能な限り株主総会への来場をお控えいただき、書面または電磁的方法により議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。
書面またはインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、２～３ページに記載のご案内に従って、2021年６月24日（木曜日）午後６時までに到着するよう、ご送付または入力をお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2021年６月25日（金曜日）午後３時（受付 午後２時00分）
2. **場　　所**　大分県大分市高砂町２番48号
ホテル日航大分　オアシスタワー　３階　紅梅の間
3. **目的事項**
報告事項
１．第18期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第18期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
4. **招集にあたっての決定事項**
(1)　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
(2)　議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集通知」をご持参ください。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.j-lease.jp）に掲載させていただきます。
◎ご出席の株主さまへのお土産はございません。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

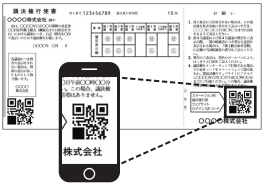

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

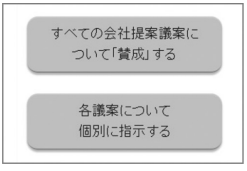

「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

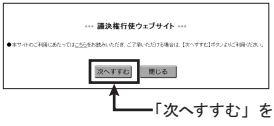

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

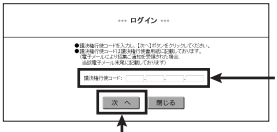

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

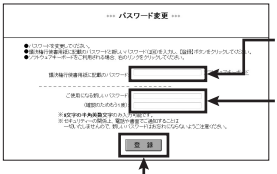

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日午前９時～午後９時）

議決権行使について

(1) 賛否の取扱い

議決権行使書またはインターネット等による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(2) 議決権の重複行使

① 議決権行使書とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

② インターネット等による方法で重複して議決権を行使された場合または議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効といたします。

(3) 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様１名とさせていただきます。

(4) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部（下記）**までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-768-524（受付時間　午前9：00～午後9：00　土日休日を除く）

(2) 上記以外に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-288-324（受付時間　午前9：00～午後5：00　土日休日を除く）

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１． 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、感染症拡大の防止策を講じつつ、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気は持ち直しの動きが見られておりますが、感染症拡大による社会経済活動への影響及び金融資本市場の変動等の影響に十分な注意が必要な状況にあります。

当社を取り巻く賃貸不動産業界におきましては、コロナ禍においても入居需要は底堅く推移しており、また、少子高齢化、晩婚化の進行による単身世帯の増加及び2020年４月に施行された改正民法による連帯保証人の保証限度額設定の義務化等により、家賃債務保証に対する需要は、引き続き好調に推移しております。

このような環境の下、当社グループは、顧客（不動産会社、賃貸人、賃借人）に寄り添った丁寧な対応を徹底し、与信審査及び債権管理業務の強化を図るとともに、引き続き業務効率化に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は7,601,361千円（前年同期比12.7％増）、営業利益は943,965千円（前年同期比506.8％増）、経常利益は911,249千円（前年同期比759.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は552,593千円（前年同期比22.8倍）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（保証関連事業）

家賃債務保証業務においては、売上面ではオンライン活用をはじめとする非対面営業の強化、顧客ニーズへの対応強化等の各施策を実施し、新規申込及び既存契約からの継続保証料等が順調に推移いたしました。加えて、コロナ禍における顧客のリスク意識の変化が追い風となり、事業用保証商品の引き合いが強まりました。経費面では、業務効率化を進めたほか、独自のデータベースを活用した与信審査の強化、債権管理業務の強化策を実施し、貸倒コストの抑制、債権管理業務コストの削減に寄与いたしました。

医療費保証業務においては、引き続き販路拡大と営業強化に取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の保証関連事業の売上高は7,538,658千円（前年同期比13.4％増）、営業利益は962,831千円（前年同期比511.0％増）となりました。

（不動産関連事業）

不動産仲介事業・管理業務及び不動産賃貸業務においては、外国籍の方々に対する業務を中心に展開しており、利益率の向上に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う入国制限の影響により、海外からの問い合わせや申込が減少いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の不動産関連事業の売上高は69,506千円（前年同期比33.4％減）、営業損失は18,866千円（前年同期は営業損失2,232千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は68,387千円となりました。その主なものは、業務システム等の増強であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関13行と総額9,300,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における実行残高は2,750,000千円となっております。

(4) 対処すべき課題

経営環境としては、賃貸借契約における家賃債務保証会社の利用率は増加傾向にあり、2020年４月には改正民法の施行により、連帯保証人から家賃債務保証会社への転換が一層進んでおります。近年、家賃債務保証業界においては企業間の競争が激しさを増しており、また、関連する賃貸不動産業界も含め、時代のニーズにあわせた様々な技術革新や新たなサービスの導入が進もうとしております。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大は、賃貸不動産市場にも影響を及ぼしております。このような状況の中、当社グループは「地域密着」で培ってきた情報力・対応力を最大限に発揮することで深い信頼関係を築くとともに、市場環境の変化や顧客ニーズにあわせて変化することによって継続的な事業拡大を目指しております。そのため次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

①利益の拡大

ⅰ）売上の拡大

既存店舗網を活用し、当社が培ってきた地域密着の強みを活かした営業展開を継続するとともに、競合相手が比較的少ない事業用保証の拡販を推進いたします。また、新規契約による受取保証料だけでなく、既存契約からの継続保証料や代位弁済手数料、収納代行手数料等の増加により、継続的な売上維持・拡大を図ってまいります。更には、医療費保証等の新たな収益基盤の拡大も図ってまいります。

ⅱ）サービス開発

家賃債務保証ニーズの高まりを受け、競争環境が厳しさを増しており、関連する賃貸不動産業界も含め、時代のニーズにあわせた様々な技術革新や新たなサービスの導入も検討されております。当社の市場シェア拡大のためには、これらの情報収集とニーズや環境変化への的確な対応を図ることが重要であり、様々な業種とのコラボレーションも含め、既存の取引にとらわれない革新的サービスの開発と申込チャネルの拡大を図ってまいります。

ⅲ）利益率の改善

取引先の選定や個人信用情報を活用した与信審査の強化等に取り組み、将来的な貸倒コストを抑制しつつ売上成長を図ります。適切な与信コントロールと債権管理機能の強化による、更なる貸倒コストの圧縮及び各種業務の効率化による経費圧縮を図ることで利益率の改善を目指してまいります。

②良質な保証契約の拡大

ⅰ）審査体制の強化

保証契約の締結における与信精度の向上を図り、代位弁済立替金の発生を適切な水準に抑制することが、回収に掛かる様々なコスト抑制につながるため、安定的な収益確保に重要であると考えております。これまで当社が培ってきたノウハウに加え、個人信用情報機関の信用情報の利用により、審査システムを最大限活用することで、保証ポートフォリオの分析に基づく継続的なスコアリング機能の向上を図り、更なる審査体制の強化、与信精度の向上を図ってまいります。

ⅱ）債権管理体制の強化

家賃債務保証サービスは、賃料債務の不履行の都度、代位弁済を行うものであり、毎月相当額の立替えと回収が発生するため、資金管理面からも債権管理回収の状況を重要視しております。延滞顧客に対しては、「お客様生活支援室」による生活支援相談や行政サービス情報の提供等、賃借人に寄り添った対応を行うことで信頼関係を築き、回収率の向上に努めております。また、代位弁済立替金の残高、回収状況等を定期的に把握するとともに、債権管理部門の人員体制の強化、延滞状況に応じた組織対応や業務集約化、ITシステムの活用、弁護士や司法書士との連携を強化すること等によって総体的なリスクコントロールを図り、滞納債権の増加抑制に努めてまいります。

③デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル技術を活用し、様々な業界との提携をすることで、業務プロセスの改革、顧客への新しい価値提供を展開してまいります。デジタル化が遅れているとされる不動産業界において、IT技術を活用した手続きの効率化は重要な課題であり、当社としましては、電子申込・契約等の移行を推進し、ITシステムを活用した賃貸不動産業界の効率化に寄与してまいります。

④内部管理体制の強化

社会から信用・信頼され継続的な企業成長をするため、経営管理体制の充実及びコンプライアンス体制の強化は重要な課題であると認識しております。内部監査部門による内部統制の有効性評価を適切に実施するとともに、経営陣や従業員に対する研修の実施、人材の確保、業務手順の運用徹底などを通じて内部管理体制の一層の強化に努めてまいります。

⑤財務基盤の強化

家賃債務保証事業においては、継続的な成長による安定した経営基盤・財務基盤が重要であると認識しております。市場シェアの拡大、良質な保証契約の拡大、ITシステムの活用や業務集約化による効率化等、各種の施策による収益性の向上を図るとともに、安定した資金調達環境の構築、キャッシュ・フローの拡大に注力し、強固な財務基盤の構築に努めてまいります。

また、医療費保証サービスや不動産賃貸・仲介事業といった新たな事業分野の開拓を進め、長期持続的な成長を目指した事業ポートフォリオを構築してまいります。

⑥人材育成

上記の課題を達成するためには、優秀な人材の確保及び育成が最も重要と認識しております。等級・評価・報酬制度の見直しを実施し社員のパフォーマンス向上を図るとともに、階層別・職種別の社員教育や集合研修及び実務を通じた職場内での指導の徹底により、業務知識の向上とコンプライアンス意識の徹底を図り、顧客サービスの拡充を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第15期 (2018年３月)	第16期 (2019年３月)	第17期 (2020年３月)	第18期 (2021年３月) (当連結会計年度)
売　　上　　高	5,022,927 千円	6,082,609 千円	6,744,792 千円	7,601,361 千円
経常利益又は経常損失(△)	△37,151 千円	△146,364 千円	105,970 千円	911,249 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△73,895 千円	△149,938 千円	24,197 千円	552,593 千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	△8.55 円	△17.07 円	2.75 円	62.65 円
総　　資　　産	5,486,483 千円	6,766,301 千円	7,833,193 千円	8,154,155 千円
純　　資　　産	809,571 千円	625,799 千円	650,392 千円	1,205,477 千円
自 己 資 本 比 率	14.8 %	9.2 %	8.3 %	14.8 %
1 株 当 た り 純 資 産 額	92.35 円	71.17 円	73.90 円	136.38 円

(注) 1．第15期及び第16期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2．１株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
3．当社は、2017年７月１日付で普通株式１株につき２株、2017年12月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
当該株式分割が第15期の期首に行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
あ す み ら い 株 式 会 社	100,000千円	100.0%	不動産関連事業
JLM　株　式　会　社	10千円	100.0%	債権買取事業
JLM株式会社を営業者とする匿名組合	8,000千円	100.0%	債権買取事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容
賃貸不動産における家賃債務保証業

(8) 事業所の状況

① 当社

本　　社	大分本社	大分県大分市都町一丁目３番19号 大分中央ビル７階
	東京本社	東京都新宿区西新宿六丁目22番１号 新宿スクエアタワー８階
営業拠点 (26店舗)		大分本社営業部（大分市）、東京本社営業部（新宿区）、札幌支店（札幌市）、仙台支店（仙台市）、新潟支店（新潟市）、茨城支店（つくば市）、宇都宮支店（宇都宮市）、群馬支店（高崎市）、長野支店（長野市）、埼玉支店（さいたま市）、千葉支店（船橋市）、八王子支店（八王子市）、横浜支店（横浜市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、大阪支社（大阪市）、岡山支店（岡山市）、愛媛支店（松山市）、福岡支店（福岡市）、北九州支店（北九州市）、佐賀支店（佐賀市）、長崎支店（長崎市）、佐世保支店（佐世保市）、熊本支店（熊本市）、宮崎支店（宮崎市）、鹿児島支店（鹿児島市）

（注）１．大分本社営業部は、大分本社に併設しております。
２．2020年10月１日より、大阪支店は大阪支社に名称変更いたしました。

② 子会社

あすみらい株式会社	本社	福岡県福岡市
JLM　株　式　会　社	本社	東京都新宿区
JLM株式会社を営業者とする匿名組合	本社	東京都新宿区

(9) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
337　名	3　名増

（注）１．従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
２．上記従業員には、使用人兼取締役、臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）及び派遣社員は含まれておりません。

(10)主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社豊和銀行	689,988 千円
株式会社大分銀行	689,880
株式会社みずほ銀行	650,000
株式会社肥後銀行	439,988
株式会社中国銀行	150,000

(注) 2021年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　27,200,000株
(2) 発行済株式の総数　8,839,200株　（自己株式60株を含む）
(3) 株主数　7,004名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
JLホールディングス株式会社	2,140,000株	24.2%
中島拓	367,200	4.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	308,100	3.5
ジェイリース従業員持株会	195,700	2.2
株式会社豊和銀行	160,000	1.8
株式会社大分銀行	160,000	1.8
ＪＰモルガン証券株式会社	141,424	1.6
阿部兼三	120,800	1.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	100,800	1.1
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	97,917	1.1

（注）JLホールディングス株式会社は当社代表取締役である中島拓氏が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2014年12月12日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額　　払込を要しない

②新株予約権の行使価額　　１株につき63円

③新株予約権の行使条件

ア．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び嘱託の地位にあることを要す。

イ．新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、2016年12月13日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

ウ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

エ．その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間　　2016年12月13日から2024年12月12日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取　締　役	98個	普通株式　78,400株	３人

（注）当社は、2016年２月15日付で普通株式１株につき100株、2016年10月１日付で普通株式１株につき２株、2017年７月１日付で普通株式１株につき２株、2017年12月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2021年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼会長	中島 拓	社長執行役員　事業本部長 あすみらい株式会社取締役会長
取締役副社長	中島 土	副社長執行役員　経営管理本部長 兼コンプライアンス担当
取締役副社長	衞藤秀樹	副社長執行役員　渉外担当 あすみらい株式会社代表取締役社長
取締役副社長	田淵悦郎	副社長執行役員　渉外担当
取締役専務	中島重治	専務執行役員　経営企画本部長 JLM株式会社代表取締役
取締役常務	吉田安弘	常務執行役員　審査本部長兼事業本部副本部長兼業務統括部長
取締役	堂下 浩	東京情報大学教授
取締役	清水宏美	特定非営利活動法人女性自立の会理事長
常勤監査役	佐藤修平	
監査役	印東大祐	公認会計士、税理士、印東公認会計士事務所
監査役	飯渕 裕	弁護士、常葉法律事務所パートナー

(注) １．堂下浩氏及び清水宏美氏は、社外取締役であります。
２．佐藤修平氏、印東大祐氏及び飯渕裕氏は、社外監査役であります。
３．取締役堂下浩氏、取締役清水宏美氏、監査役佐藤修平氏、監査役印東大祐氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
４．監査役佐藤修平氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役印東大祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役飯渕裕氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、企業統治に関する相当程度の知見を有しております。
７．取締役及び監査役が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
８．2020年６月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
日野 真俊	取締役副社長　執行役員渉外担当 あすみらい株式会社代表取締役社長
加藤 直	取締役副社長　執行役員事業本部長

9．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2021年３月31日現在)

氏　　名	地　位　及　び　担　当
領　下　速　人	常務執行役員　経営管理本部副本部長
中　澤　竜　二	常務執行役員　事業本部副本部長兼債権管理統括部長
佐　藤　一　郎	常務執行役員　事業本部副本部長兼営業統括部担当統括部長 あすみらい株式会社代表取締役副社長
武　田　英　樹	常務執行役員　事業本部副本部長兼営業統括部長
山　﨑　裕　治	常務執行役員　経営管理本部副本部長兼人事部長
川　上　　統	執行役員　経営企画部長
横　井　　文	執行役員　債権管理統括部担当統括部長兼管理事務部長
阿　部　　淳	執行役員　営業統括部担当統括部長
湯　池　教　文	執行役員　審査部長
御手洗　　篤	執行役員　法人営業統括部担当統括部長
望　月　秀　樹	執行役員　財務経理部長
荒　金　悌　二	執行役員　業務支援部長兼システム開発部長
岡　田　智　博	執行役員　営業統括部担当統括部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険会社により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の金銭報酬について、2021年２月17日開催の取締役会において、代表取締役社長中島拓に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

当社の取締役の報酬等は、報酬総額を決定のうえ、個別報酬は取締役会から代表取締役へ委任とし、報酬総額の範囲内で各取締役の役割と責務にふさわしい水準となるよう貢献等を勘案し決定しております。

取締役の報酬割合は、基本報酬100%、業績連動報酬等0%、非金銭報酬等0%としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2012年６月８日開催の第９回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名です。

監査役の金銭報酬の額は、2012年６月８日開催の第９回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長中島拓が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会で承認を受けた報酬額の範囲内での、各取締役個人別の基本報酬の額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会による監視等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬等を決定できると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	10名 （　　２名）	138,748千円 （　　5,320千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （　　３名）	14,781千円 （　　14,781千円）
合計	13名	153,530千円

（注）１．報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額1,950千円（取締役520千円、監査役1,430千円）を含んでおります。

２．取締役の報酬については、株主総会が決定した報酬総額の範囲内で、会社の業績及び各個人の業務評価等をベースとした基準に基づき、取締役会の決議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

ⅰ）取締役会への出席状況及び発言状況

氏　名	地　位	主な活動状況
堂下　浩	社外取締役	当該事業年度中に開催された取締役会には、18回全てに出席し、大学教授としての研究で培った専門的知見から、適宜発言を行っております。
清水宏美	社外取締役	当該事業年度中に開催された取締役会には、18回全てに出席し、金融部門や関連する分野のコンサルティングなどの専門的知見から、適宜発言を行っております。
佐藤修平	社外監査役	当該事業年度中に開催された取締役会には、18回全てに出席し、また、監査役会には、14回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
印東大祐	社外監査役	当該事業年度中に開催された取締役会には、18回全てに出席し、また、監査役会には、14回全てに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験から、適宜発言を行っております。
飯渕　裕	社外監査役	当該事業年度中に開催された取締役会には、18回全てに出席し、また、監査役会には、14回全てに出席し、弁護士としての専門的知見と経験から、適宜発言を行っております。

（注）　上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

ⅱ）社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社では、社外取締役は、客観的かつ中立的な立場から社内取締役に対する監督、及び自己の見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性の維持、強化を担っております。堂下浩氏は、東京情報大学教授としてベンチャービジネス論及び金融論等の研究をしており、専門的知見により独立性をもって経営の監視を遂行しており、清水宏美氏は、金融部門や関連する分野のコンサルティングなど専門的知見により、独立性をもって経営の監視を遂行しております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

(注) 2020年６月25日開催の第17回定時株主総会において、新たに赤坂有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) １．当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、前年度の監査実績や報酬見積りの算出根拠等について、精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に開催される株主総会にて解任理由を説明いたします。また、監査品質などの観点から業務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任並びに選任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループで働く全ての役員、従業員を対象としてコンプライアンス基本方針、行動規範を制定し、その周知徹底を図る。

② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括する。

③ 各部門にコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンスへの取組状況の確認、推進及び違反行為等の未然防止を図る。

④ 代表取締役社長直轄の内部監査部を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑤ コンプライアンス違反の疑義ある行為等の早期発見や是正措置を図るため、内部通報制度を運用する。

⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。また、警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

⑦ 財務報告の適正性を確保するため、経理規程、その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理の運用を実施する。

② 取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 各種リスクの統括部門及び責任者、継続的な把握、監視、報告の方法及び監視機関であるコンプライアンス・リスク管理委員会の設置等、リスク管理体制を定めたリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定する。

② リスク管理は各部門が行うほか、コンプライアンス・リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。

③ 内部監査部は、業務を分掌する各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

② 経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。代表取締役社長及び業務担当取締役並びに各部門長の中から選任されたものは、執行役員として業務を執行する。

③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その目標に向け具体策を立案、実行する。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月１回予算と実績の差異分析及び対策を執行役員会にて協議し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の経営企画部を子会社全体の内部統制システム等に関する担当部門とし、円滑な運営の指導にあたるとともに子会社の職務権限規程や個人情報管理規程等、当社と整合性をもった各種規程を整備し、運用するよう指導する。

② 当社の取締役及び使用人を子会社の取締役の一部として派遣し、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督する。当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役が報告を行う。

③ 子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じる。

④ 子会社における経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、当社の承認を必要とするほか、とくに重要な事項については当社取締役会で承認する。

⑤ 当社グループの企業理念及び行動規範の徹底により、経営の健全性・遵法性・透明性を高め、当社グループ全構成員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑥ 子会社の内部監査については、当社の内部監査部が定期的に実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲内で監査役の職務を補助する従業員を配置する。

② 監査役の職務を補助する従業員は、監査役を補助する職務に専念する。

③ 前号の従業員は当該業務に従事する場合、監査役の指示に従い職務を行うものとし、当該業務を遂行するために取締役等の指示を受けないものとする。

④ 人事考課の実施においては、監査役から当該業務の評価を実施する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。当社グループの内部統制に重大な影響を及ぼす事実を知った子会社の取締役、監査役および使用人、ならびにこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査役に報告することとする。

② 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会のほか、執行役員会その他必要と認められる会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行にかかる重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人等にその説明を求める。

③ 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利な取り扱いを行わないこととする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は監査役監査基準に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席及び内部監査部との連携、意見交換等を行う。

② 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行う。

③ 監査役がその職務の執行において、費用の前払い又は償還の手続きに生じる費用について債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに費用または債務を処理するものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。

② 反社会的勢力に対する基本方針を制定し、全ての役員及び従業員に対して周知徹底を図るとともに、反社会的勢力の介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適正な運用に努めており、当期における運用概要は以下の通りであります。

当社は、「リスク管理規程」に基づく「コンプライアンス・リスク管理委員会」を３回開催し、また各部門に任命しているコンプライアンス・オフィサーによる勉強会を実施し、コンプライアンスへの取り組み状況の確認、推進等に努めました。

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役８名で構成し、監査役３名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。

また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部は、代表取締役社長の承認を受けた監査実施計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門、各営業店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針及び監査計画を策定し、月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、執行役員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

８．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

９．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、財務体質の強化や事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を行う方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としており、配当額につきましては、20％程度の配当性向を当面の基準とし、将来的には更なる積極的な利益還元を実施すべく取り組んでいくこととしております。

当社は、2018年度より誠に不本意ながら無配となり、株主の皆様には大変ご迷惑をおかけしてまいりましたが、全社一丸となって収益力の回復、財務体質の改善に努め、早期に復配を目指した結果、当連結会計年度はお蔭様をもちまして復配する予定となりました。当期の期末配当金につきましては、１株につき５円とさせていただきますので、当期の配当性向は8.0％となります。

今日までの株主の皆様のご理解、ご支援に対しまして厚く御礼を申し上げるとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（注）　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第18期 連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,101,616**	**流動負債**	**6,738,269**
現金及び預金	1,103,317	短期借入金	2,750,000
未収保証料	919,340	1年内返済予定の長期借入金	60,048
未収手数料	42,302	リース債務	41,621
代位弁済立替金	4,991,217	収納代行未払金	800,643
収納代行立替金	1,069,894	未払金	465,546
貯蔵品	11,999	未払法人税等	379,335
その他	304,745	前受金	1,925,944
貸倒引当金	△2,341,200	賞与引当金	99,400
		その他	215,729
固定資産	**2,052,538**	**固定負債**	**210,408**
有形固定資産	**252,216**	長期借入金	59,808
建物及び構築物	59,355	リース債務	102,104
機械装置及び運搬具	5,708	役員退職慰労引当金	5,015
土地	43,799	資産除去債務	42,598
リース資産	128,234	その他	882
その他	15,118		
無形固定資産	**329,894**	**負債合計**	**6,948,677**
ソフトウエア	326,271	(純資産の部)	
ソフトウエア仮勘定	1,760	**株主資本**	**1,205,514**
リース資産	1,853	資本金	714,558
その他	10	資本剰余金	289,558
投資その他の資産	**1,470,427**	利益剰余金	201,447
投資有価証券	640	自己株式	△49
繰延税金資産	1,247,238	**その他の包括利益累計額**	**△37**
その他	446,564	その他有価証券評価差額金	△37
貸倒引当金	△224,015	**純資産合計**	**1,205,477**
資産合計	**8,154,155**	**負債純資産合計**	**8,154,155**

第18期 連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,601,361
売上原価		1,692,877
売上総利益		5,908,483
販売費及び一般管理費		4,964,518
営業利益		943,965
営業外収益		
受取利息	416	
受取配当金	10	
補助金収入	2,940	
設備等利用料収入	103	
預り金取崩益	388	
償却債権取立益	1,245	
その他	3,585	8,690
営業外費用		
支払利息	32,443	
債権譲渡損	6,011	
株式交付費	1,576	
その他	1,374	41,406
経常利益		911,249
特別利益		
課徴金返還額	573	573
特別損失		
減損損失	13,496	
固定資産除却損	3,803	17,300
税金等調整前当期純利益		894,522
法人税、住民税及び事業税	469,025	
法人税等調整額	△127,096	341,929
当期純利益		552,593
親会社株主に帰属する当期純利益		552,593

第18期 連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	713,348	288,348	△351,146	△49	650,501
当期変動額					
新株の発行	1,209	1,209	－	－	2,419
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	552,593	－	552,593
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	1,209	1,209	552,593	－	555,012
当期末残高	714,558	289,558	201,447	△49	1,205,514

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△109	△109	650,392
当期変動額			
新株の発行	－	－	2,419
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	552,593
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	72	72	72
当期変動額合計	72	72	555,084
当期末残高	△37	△37	1,205,477

連 結 注 記 表

Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１． 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　３社

連結子会社の名称　あすみらい株式会社
JLM株式会社
JLM株式会社を営業者とする匿名組合

２． 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３． 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　……最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
また、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。
なお、主な耐用年数は５年であります。

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4)　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準……保証料売上については、「信用補完相当分」を保証契約締結時に、「家賃債務保証相当分」を過去の平均保証期間により均等按分し、収益計上しております。
ただし、保証期間の定めのある保証料については、当該期間に基づき収益計上しております。

② 繰延資産の処理方法……株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

③ 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は長期前払消費税等に計上のうえ５年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。

４．　会計方針の変更

該当事項はありません。

５．　表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

６．　会計上の見積りに関する注記

(1)　代位弁済立替金に対する貸倒引当金の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度
貸倒引当金（流動資産）	2,338,600
貸倒引当金（固定資産）	180,783

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社における貸倒引当金は、代位弁済立替金及び未収保証料に対するものであり、そのうち98.2%が代位弁済立替金となっております。この代位弁済立替金とは、保証委託契約を締結した賃借人に賃料の不払いがあった場合、当社が保証契約を締結した賃貸人に対して賃料を代位弁済した際に発生する、当該賃借人に対する求償金債権であります。

貸倒引当金の算定方法は、期末における代位弁済立替金残高に貸倒実績率を乗じることにより算定しておりますが、その際、期末に代位弁済立替金残高のある債務者について、発生させた初回の代位弁済日を起算点とし、期末までの期間に応じて一般債権を３か月以内、貸倒懸念債権を４か月以上、破産更生債権等を３年超かつ入金実績なしとして区分し、それぞれの債権類群ごとに貸倒実績率を算定することとしております。

また、代位弁済立替金は多数の少額貸付債権から構成されていることから、一般債権については１年毀損実績率の３期間平均により、貸倒懸念債権については３年毀損実績率によりそれぞれを算定し、破産更生債権等については実績率を100%として算定しております。

尚、上記算定プロセスには、経営環境、債権の属性（商品構成割合、個人・法人の割合、地域の偏り等）、債権回収方法（明渡訴訟の方針、サービサーの活用等）の点について、大きな変化が生じていないという重要な仮定を含んでおります。

この仮定には、COVID-19の影響をはじめとする経済情勢の変化という高い不確実性が存在する

とともに、当該仮定に基づく貸倒引当金の算定方法の決定には会社の重要な判断を伴っております。

(2)　受取保証料に関する収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度
保証料売上	6,327,676
前受金	1,894,175

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高7,601,361千円には、受取保証料に係る保証料売上6,327,676千円が含まれており、連結売上高の83.2%程度であります。

当社が売上として計上している受取保証料は、保証委託契約を締結する際に、賃借人に対して、所定の審査を経て家賃債務保証の信用を付与することによる対価である「信用補完相当分」、当該契約締結後に賃料不払いがあった際の代位弁済リスクに対応する対価である「家賃債務保証相当分」に分けて収益を認識しております。

当社の保証商品は複数あり、この内、保証料を契約時以外に毎月受取る商品類型においては、契約時の保証料の全額を信用補完相当分として契約時に収益認識し、毎月の保証料は、全額を家賃債務保証相当分として毎月収益認識しております。次に保証料を契約時以外に毎年受取る商品類型においては、契約時の保証料のうち毎年の保証料分を家賃債務保証相当分として前受金に計上し、契約期間をもって期間配分して収益認識を行い、これ以外を信用補完相当分として契約時に収益認識しております。最後に保証料を契約時に一括で受取る商品類型においては、信用補完相当分を契約時に収益認識し、家賃債務保証相当分は、前受金に計上し、契約期間または当社顧客データベースに基づいた平均保証期間に応じて期間配分して収益認識を行っております。

尚、信用補完相当分と家賃債務保証相当分の比率は、商品類型ごとの特性とリスク等を勘案し決定しております。

上記手順を踏まえて収益認識を行う際には、まず信用補完相当分と家賃債務保証相当分の比率及び平均保証期間という、収益見積りの前提とした条件や仮定について誤り等が生じる可能性を含んでおります。加えて、前受金の取り崩しの際に、計算の誤り等が生じる可能性を含んでおり、これらの過程で不正な収益認識が行われるリスクが認められるため、内部統制上において重要なプロセスとして整備・運用し、有効性の評価をしております。

この仮定には、COVID-19の影響をはじめとする経済情勢の変化という高い不確実性が存在するとともに、当該仮定に基づく算定方法の決定には会社の重要な判断を伴っております。

(3)　繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,247,238

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の連結貸借対照表において、繰延税金資産1,247,238千円は総資産の15.2%という重要な割合を占めております。当該繰延税金資産の総額は1,358,816千円であり、評価性引当額109,009千円及び繰延税金負債2,568千円が控除されております。

これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識されております。繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックスプランニング等に基づいて判断され、この内、収益力に基づく将来の課税所得は、主に当社の事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に売上収益の成長の見込みとなっております。

繰延税金資産の評価は、主に経営者による将来の課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる将来の事業計画は、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであります。

この仮定には、COVID-19の影響をはじめとする経済情勢の変化という高い不確実性が存在するとともに、当該仮定に基づく算定方法の決定には会社の重要な判断を伴っております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1． 有形固定資産の減価償却累計額　188,779千円

2． 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関13行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	9,300,000千円
借入実行残高	2,750,000千円
差引額	6,550,000千円

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

（単位：千円）

場所	用途	種類	金額
東京本社営業部 他3支店	事業用資産	建物及び構築物	11,457
		その他	2,039
合計			13,496

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として支店を基本単位としてグルーピングしております。

事業所の移転及び統合が決定されたことにより、回収可能性が認められなくなった資産について、帳簿価格を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1． 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	8,800,800	38,400	－	8,839,200

（変動事由の概要）
増加数の内訳は、次の通りであります。
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　　38,400株

2． 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	60	－	－	60

3． 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44 百万円	5.00 円	2021年 3月31日	2021年 6月28日

4． 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　180,000株

Ⅴ 金融商品に関する注記

1． 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境、契約状況等を勘案して、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

(当該金融商品の内容、そのリスク及びリスク管理)

営業債権である未収保証料は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、家賃債務保証業務規程に従い、各営業拠点において保証料の回収状況について随時確認を行い、回収が予定通り行われないまたは行われない恐れを認識した場合には、速やかに必要な措置を講じることとしております。

未収手数料も営業債権でありますが、これは家賃収納の代行業務を行う際、当該利用者より収受する利用手数料であり、実額を計上しております。よって当該リスクは僅少であります。

代位弁済立替金は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、保証契約締結に係る審査の際に適切かつ的確な判断を行いリスクの軽減に努めており、また、求償権の行使の際は、賃借人から支払いがなされるよう、丁寧な請求の実施等必要な措置を講じております。

収納代行立替金は、家賃収納の代行業務を行う際に、金融機関から収納結果の通知があるまで当社が収納分を立て替えているものであり、リスクは僅少であります。

当社グループでは、取引先との業務に関連する株式として投資有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。保有する投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引企業)の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である未払金及び収納代行未払金は、全て短期で決済されております。

借入金は、運転資金の確保を目的としたものであります。借入金のうちの一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告等に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2．　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照ください。)

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	1,103,317	1,103,317	－
(2) 未収保証料	919,340		
貸倒引当金（※）	△2,600		
	916,740	916,740	－
(3) 未収手数料	42,302	42,302	－
(4) 代位弁済立替金	4,991,217		
貸倒引当金（※）	△2,338,600		
	2,652,617	2,652,617	－
(5) 収納代行立替金	1,069,894	1,069,894	－
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	640	640	－
資産計	5,785,512	5,785,512	－
(1) 収納代行未払金	800,643	800,643	－
(2) 未払金	465,546	465,546	－
(3) 短期借入金	2,750,000	2,750,000	－
(4) 未払法人税等	379,335	379,335	－
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	119,856	119,859	3
(6) リース債務	143,726	143,733	6
負債計	4,659,107	4,659,118	10

（※）未収保証料、代位弁済立替金については対応する貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 未収保証料、(3) 未収手数料、(4) 代位弁済立替金、並びに
(5) 収納代行立替金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 収納代行未払金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、並びに (4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅶ １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	136円38銭
１株当たり当期純利益金額	62円65銭

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第18期 貸借対照表

(2021年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**5,988,015**	**流動負債**	**6,681,553**
現金及び預金	996,059	短期借入金	2,750,000
未収保証料	919,340	1年内返済予定の長期借入金	60,048
未収手数料	42,302	リース債務	41,621
代位弁済立替金	4,991,217	収納代行未払金	800,643
収納代行立替金	1,069,894	未払金	463,955
貯蔵品	11,988	未払費用	36,690
前払費用	72,407	未払法人税等	378,905
その他	226,005	未払消費税等	26,100
貸倒引当金	△2,341,200	前受金	1,894,175
固定資産	**2,123,500**	預り金	130,012
有形固定資産	**173,385**	賞与引当金	99,400
建物	24,634	**固定負債**	**209,526**
構築物	0	長期借入金	59,808
車両運搬具	5,708	リース債務	102,104
工具、器具及び備品	14,807	役員退職慰労引当金	5,015
リース資産	128,234	資産除去債務	42,598
無形固定資産	**329,834**		
ソフトウェア	326,211	**負債合計**	**6,891,080**
ソフトウェア仮勘定	1,760	(純資産の部)	
リース資産	1,853	**株主資本**	**1,220,472**
その他	10	資本金	714,558
投資その他の資産	**1,620,281**	資本剰余金	289,558
投資有価証券	640	資本準備金	289,558
関係会社株式	150,010	利益剰余金	216,405
その他の関係会社有価証券	4,359	利益準備金	8,000
長期前払費用	32,926	その他利益剰余金	208,405
破産更生債権等	224,015	繰越利益剰余金	208,405
繰延税金資産	1,247,238	自己株式	△49
差入保証金	177,924	**評価・換算差額等**	**△37**
その他	7,182	その他有価証券評価差額金	△37
貸倒引当金	△224,015	**純資産合計**	**1,220,435**
資産合計	**8,111,516**	**負債純資産合計**	**8,111,516**

第18期 損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,538,658
売上原価		1,651,501
売上総利益		5,887,157
販売費及び一般管理費		4,922,579
営業利益		964,578
営業外収益		
受取利息	415	
受取配当金	10	
設備等利用料収入	103	
預り金取崩益	388	
償却債権取立益	1,245	
その他	1,349	3,512
営業外費用		
支払利息	32,443	
債権譲渡損	6,011	
株式交付費	1,576	
その他	3,197	43,228
経常利益		924,862
特別利益		
課徴金返還額	573	573
特別損失		
減損損失	13,496	
固定資産除却損	3,803	17,300
税引前当期純利益		908,135
法人税、住民税及び事業税	468,595	
法人税等調整額	△127,096	341,498
当期純利益		566,636

第18期 株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	713,348	288,348	8,000	△358,231	△350,231
当期変動額					
新株の発行	1,209	1,209	－	－	－
当期純利益	－	－	－	566,636	566,636
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	1,209	1,209	－	566,636	566,636
当期末残高	714,558	289,558	8,000	208,405	216,405

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△49	651,416	△109	△109	651,307
当期変動額					
新株の発行	－	2,419	－	－	2,419
当期純利益	－	566,636	－	－	566,636
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	72	72	72
当期変動額合計	－	569,055	72	72	569,127
当期末残高	△49	1,220,472	△37	△37	1,220,435

個 別 注 記 表

Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

１． 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他の関係会社有価証券

組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 ……最終仕入原価法によっております。

２． 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
また、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。
なお、主な耐用年数は５年であります。

(3) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３． 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

保証料売上……保証料売上については、「信用補完相当分」を保証契約締結時に、「家賃債務保証相当分」を過去の平均保証期間により均等按分し、収益計上しております。
ただし、保証期間の定めのある保証料については、当該期間に基づき収益計上しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法……株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は長期前払消費税等に計上のうえ５年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。

6．会計方針の変更

該当事項はありません。

7．表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

8．会計上の見積りに関する注記

(1)　代位弁済立替金に対する貸倒引当金の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
貸倒引当金（流動資産）	2,338,600
貸倒引当金（固定資産）	180,783

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

(2)　受取保証料に関する収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
保証料売上	6,327,676
前受金	1,894,175

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

(3)　繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	1,247,238

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　185,841千円

2．当座貸越契約及びコミットメントライン契約

資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関13行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当期末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額　9,300,000千円

借入実行残高　2,750,000千円

差引額　6,550,000千円

3．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

金銭債権　85千円

Ⅲ　損益計算書に関する注記

1．関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高　8,313千円

営業取引以外の取引による取引高　28,491千円

2．減損損失

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	60	－	－	60

Ⅴ　税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

前受金　577,723千円

賞与引当金　30,317千円

貸倒引当金　678,533千円

役員退職慰労引当金	1,529千円
未払事業税	19,154千円
資産除去債務	12,992千円
減損損失	4,585千円
その他	11,721千円
繰延税金資産小計	1,336,557千円
評価性引当額	△86,751千円
繰延税金資産合計	1,249,806千円

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,568千円
繰延税金負債合計	2,568千円
繰延税金資産純額	1,247,238千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
住民税均等割等	3.1%
評価性引当額の増減	3.5%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.6%

Ⅵ　関連当事者との取引に関する注記

子会社

名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
あすみらい株式会社	所有直接100.0%	役員の兼任	賃貸仲介料等の支払い（注１）	6,804	前払費用	423
			業務の受託（人員出向）（注２）	28,491	未収入金	85

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注）１.賃貸仲介料等については、近隣の相場等を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

２.業務の受託については、実質的な人員出向であり、当該出向者の報酬額によっております。

Ⅶ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	138円07銭
１株当たり当期純利益金額	64円25銭

Ⅷ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月18日

ジェイリース株式会社
取締役会　御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　勉　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒　崎　知　岳　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ジェイリース株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイリース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月18日

ジェイリース株式会社
取締役会　御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　勉　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒　崎　知　岳　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ジェイリース株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果
　　会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（３）連結計算書類の監査結果
　　会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月18日

ジェイリース株式会社　監査役会

常勤監査役　佐　藤　修　平　㊞
監　査　役　印　東　大　祐　㊞
監　査　役　飯　渕　　裕　㊞

（注）常勤監査役佐藤修平、監査役印東大祐及び飯渕裕は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、業績の改善がみられたことから、以下のとおり復配したいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき５円　総額44,195,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月28日（月）

第２号議案　　取締役９名選任の件

現在取締役８名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。つきましては、今後の経営体制の一層の強化のため取締役１名を増員いたしたく、社外取締役２名を含む取締役９名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の指名につきましては、候補者の業務実績、知見、能力等を総合的に勘案のうえ、取締役会の事前承認を得て決定しております。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	中島（なかじま）　拓（ひらく） （1957年９月６日生）	1980年５月　株式会社拓成入社 2001年４月　株式会社情報大分代表取締役 2004年２月　当社代表取締役社長兼最高執行役員 2007年４月　株式会社拓成代表取締役 2012年６月　あすみらい株式会社取締役会長（現任） 2014年６月　当社代表取締役社長兼会長兼最高執行役員 2015年10月　当社代表取締役社長兼最高執行役員 2019年６月　当社代表取締役社長兼会長兼最高執行役員審査本部長 2020年６月　当社代表取締役社長兼会長兼社長執行役員事業本部長 2021年４月　当社代表取締役社長兼会長兼社長執行役員（現任）	367,200株
	（取締役候補者とした理由） 当社設立以来、代表取締役として経営全般に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	中島（なかしま）　土（つち） （1982年１月７日生）	2004年４月　アコム株式会社入社 2010年５月　株式会社拓成常務取締役 2011年８月　当社顧問 2012年６月　当社取締役常務兼執行役員経営管理本部長兼審査本部長 2014年６月　当社取締役専務兼執行役員経営管理本部長 2015年６月　当社取締役専務兼執行役員審査本部長兼コンプライアンス担当 2018年６月　当社取締役副社長兼執行役員審査本部長兼渉外担当兼コンプライアンス担当 2019年６月　当社取締役副社長兼執行役員経営管理本部長兼コンプライアンス担当 2020年６月　当社取締役副社長兼副社長執行役員経営管理本部長兼コンプライアンス担当 2021年４月　当社取締役副社長兼副社長執行役員審査本部長兼コンプライアンス・リスク管理委員長（現任）	2,300株
	（取締役候補者とした理由） 経営管理部門や審査部門、コンプライアンス部門の経験を有しており、その能力や経験が当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	衞藤（えとう）秀樹（ひでき） （1957年１月23日生）	1980年４月　株式会社大分銀行入行 2002年８月　同行支店長 2010年９月　同行執行役員支店長 2011年６月　同行取締役本店営業部長 2014年６月　株式会社大分カード代表取締役社長 2016年６月　株式会社大分銀行常勤監査役 2020年６月　当社取締役副社長兼副社長執行役員渉外担当（現任） 2020年６月　あすみらい株式会社代表取締役社長（現任）	1,300株
	（取締役候補者とした理由） 金融機関の知識と経験を有しており、その経験を活かして経営に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><td rowspan="2">候補者
番号</td><td>氏　　名
（生　年　月　日）</td><td>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</td><td>所有する
当社の
株式の数</td></tr>
<tr><td>4</td><td>田淵悦郎（たぶち えつろう）
（1954年９月８日生）</td><td>1978年４月　東和商事株式会社入社
1985年６月　同社取締役
1990年６月　同社取締役常務
2002年８月　アコム株式会社入社
2005年10月　同社執行役員
2012年６月　同社常務執行役員
2016年６月　株式会社日本信用情報機構取締役常務執行役員
2019年６月　同社常務執行役員
2020年６月　当社取締役副社長兼副社長執行役員渉外担当（現任）</td><td>22,400株</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
金融業界や個人信用情報機関等における専門知識と経営に関する知識を有しており、その経験を活かして経営に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>中島重治（なかしま しげはる）
（1974年12月20日生）</td><td>1995年４月　株式会社ニッシン入社
2004年６月　同社経理部長
2007年６月　同社執行役員企画管理本部副本部長
2010年９月　当社執行役員経営管理本部長
2012年６月　当社取締役兼執行役員経営企画本部長
2014年６月　当社取締役常務兼執行役員経営企画本部長
2018年６月　当社取締役専務兼執行役員経営企画本部長
2019年７月　JLM株式会社代表取締役（現任）
2020年６月　当社取締役専務兼専務執行役員経営企画本部長（現任）</td><td>2,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
会社の成長戦略や商品開発など、経営企画部門に関して豊富な業務経験を有しており、その実績、能力、経験など、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	吉田 安弘（よしだ やすひろ） （1959年８月18日生）	1982年４月　株式会社豊和銀行入行 2000年４月　同行支店長 2009年４月　同行営業統括部長 2012年６月　同行執行役員 2013年７月　当社取締役兼執行役員営業推進本部長 2014年６月　当社取締役兼執行役員営業本部長 2017年６月　当社常務執行役員事業本部副本部長兼事業統括部長 2018年６月　当社取締役常務兼執行役員事業本部長兼営業統括部長 2019年６月　当社取締役常務兼執行役員事業本部副本部長兼業務統括部長 2020年６月　当社取締役常務兼常務執行役員審査本部長兼事業本部副本部長兼業務統括部長 2021年４月　当社取締役常務兼常務執行役員事業本部本部長（現任）	25,500株
	（取締役候補者とした理由） 金融機関の知識と経験を有しており、当社入社以来、その経験を活かして営業を中心に実績を重ね、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	山崎 裕治（やまさき ゆうじ） （1957年12月２日生） 新任	1980年４月　株式会社電通入社 2013年５月　株式会社電通沖縄代表取締役社長 2018年３月　株式会社電通アドギアシニア・アドバイザー 2019年４月　全保連株式会社 2020年４月　当社法人営業統括部長 2020年５月　当社常務執行役員兼事業本部副本部長兼法人営業統括部長 2020年11月　当社常務執行役員兼事業本部副本部長兼法人営業統括部長兼人事部長 2020年12月　当社常務執行役員兼経営管理本部副本部長兼人事部長 2021年４月　当社常務執行役員兼経営管理本部長（現任）	－株
	（取締役候補者とした理由） 大手広告代理店及びグループ会社での豊富な業務経験を有しており、その経験を活かして経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	堂下 浩 （どうもと ひろし） （1964年５月22日生）	1990年４月　株式会社三菱総合研究所入社 1997年２月　株式会社ジャフコ入社 1998年10月　株式会社グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ入社 2000年４月　東京情報大学助教授入職 2011年４月　同大学教授（現任） 2017年６月　当社取締役（現任）	1,600株
	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 直接会社経営に関与した経験はありませんが、東京情報大学教授としてベンチャービジネス論及び金融論等の研究をしており、専門的知見により独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 大学研究で培った経験と見識を生かし、中長期的な株主価値、企業価値を向上させる観点から、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しております。		
9	清水 宏美 （しみず ひろみ） （1965年７月３日生）	2000年６月　特定非営利活動法人女性自立の会理事長（現任） 2008年７月　経済産業省消費経済審議会割賦販売部会委員 2008年７月　日本貸金業協会広告審査小委員会委員（現任） 2010年４月　一般社団法人全国賃貸保証業協会第三者委員会委員（現任） 2014年４月　公益財団法人明光教育研究所理事（現任） 2016年４月　一般社団法人ＮＴＳセーフティ家計総合研究所カウンセリングセンター長（現任） 2018年５月　一般社団法人中島拓奨学基金常務理事（現任） 2019年６月　当社取締役（現任）	2,000株
	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 直接会社経営に関与した経験はありませんが、金融部門や関連する分野のコンサルティングなど専門的知見により、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 金融部門等で培った経験と見識を生かし、中長期的な株主価値、企業価値を向上させる観点から、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しております。		

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3. 堂下浩及び清水宏美の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、堂下浩及び清水宏美の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けております。

4. 堂下浩及び清水宏美の両氏と当社は、会社法第423条第１項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。また、堂下

浩及び清水宏美の両氏が再任された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 堂下浩氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって４年となります。
6. 清水宏美氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって２年となります。

第３号議案　　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役佐藤修平氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
朝倉洋一郎（あさくら よういちろう） （1956年４月６日生） 新任	1980年４月　三井生命保険相互会社（現　大樹生命保険株式会社）入社 2013年１月　株式会社豊和銀行顧問 2013年６月　同行執行役員兼営業統括部担当 2014年６月　同行上席執行役員兼証券国際部長 2020年７月　同行上席執行役員兼証券国際部担当 （2021年６月退任）	－株
（社外監査役候補者とした理由） 長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。		

（注）1.　監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3.　朝倉洋一郎氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏が原案どおり選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

4.　朝倉洋一郎氏が原案どおり選任された場合は、会社法第423条第１項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第４号議案　　退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

社外監査役佐藤修平氏は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任役員の略歴は、以下のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
佐藤（さとう）　修平（しゅうへい）	2017年６月　当社監査役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　大分県大分市高砂町２番48号
ホテル日航大分　オアシスタワー　３階紅梅の間
電話（097）533 - 4411



ＪＲをご利用の場合　※ＪＲ大分駅「府内中央口」（１番ホーム出口）

・JR大分駅からタクシーで　約３分(道路状況によって変動します)

・JR大分駅から徒歩で　約10分

お車をご利用の場合　※高速自動車道大分ＩＣから

・九州横断自動車道大分ICから市街地方面へ約７分

飛行機をご利用の場合　※大分空港

・空港特急バス　エアライナーご利用（所要時間：約１時間８分）

・大分空港エアライナー乗場にて乗車→JR大分駅前降車→JR大分駅よりタクシーで約３分、もしくは徒歩で約10分